表十四ＯＦＡカレッジ＆ハイスクール服飾・家政高等課程ファッション総合学科の項中「平成二十年四月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表山本文化服装学院服飾家政高等課程服装高等学科の項中「平成九年四月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十九豊野女子専門学校家政高等課程被服学科の項の前に次のように加える。

専門学校長野外語カレッジ文化教養高等課程国際科	平成二十三年三月一日

表二十一藤枝実務高等専修学校高等課程商業科の項の次に次のように加える。

富士調理技術専門学校衛生高等課程調理師科	平成二十二年四月一日

表二十一富士調理製菓専門学校衛生高等課程調理師科の項中「平成十年四月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表富士宮高等専修学校家政高等課程生活文化科の項及び富士宮高等専修学校商業高等課程商業科の項中「平成五年四月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表富士宮高等専修学校商業高等課程商業科の項の次に次のように加える。

富士宮高等専修学校商業実務高等課程総合情報科	平成二十二年四月一日

表二十二安城女子高等専修学校家政高等課程生活科の項の次に次のように加える。

安城生活福祉高等専修学校衛生高等課程調理師科	平成二十五年三月一日

表二十二豊橋ファッション・ビジネス専門学校服飾・家政高等課程服装科の項中「平成十九年四月一日」の下に「（平成二十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十五専門学校ビジネスカレッジ京都商業実務高等課程ビジネス・コンピュータ学科の項の次に次のように加える。

〈専〉ＹＩＣ京都工科大学校工業高等課程テクノロジー科	平成二十三年三月一日
〈専〉ＹＩＣ京都工科大学校文化・教養高等課程総合学科	平成二十三年三月一日
〈専〉ＹＩＣ京都工科大学校文化・教養高等課程普通科	平成二十三年三月一日

表二十五ＹＩＣ京都工科専門学校工業高等課程総合テクノロジー科の項中「平成二十年四月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表ＹＩＣ京都工科専門学校工業高等課程テクノロジー科の項、ＹＩＣ京都工科専門学校文化・教養高等課程総合学科の項及びＹＩＣ京都工科専門学校文化・教養高等課程普通科の項を削る。

表二十七国立神戸視力障害センター高等課程あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局神戸視力障害センター高等課程あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科	平成二十二年四月一日

表二十七商業実務専門学校東亜リフレックスクール長田校商業実務高等課程本科の項中「平成十三年四月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表辻村学園服飾専門学校服飾高等課程高等本科の項の次に次のように加える。

東亜学園商業実務専門学校商業実務高等課程本科	平成二十二年四月一日

表二十八美芸学園高等専修学校商業高等課程コンピュータ国際科の項中「平成十一年四月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

美芸学園高等専修学校商業高等課程情報会計ビジネス科	平成二十二年四月一日

表三十八国立福岡視力障害センター高等課程あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の前に次のように加える。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センター高等課程あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科	平成二十二年四月一日

表四十一熊本社会福祉専門学校社会福祉高等課程社会福祉科の項の次に次のように加える。

専修学校常盤学院衛生高等課程調理科	平成二十二年四月一日

表四十一常盤家政調理師専門学校衛生高等課程調理科の項中「平成六年三月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表常盤家政調理師専門学校家政高等課程被服科の項中「平成三年四月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表常盤家政調理師専門学校社会福祉高等課程社会福祉科の項中「平成十年三月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表四十二大分市立大分高等専修学校家政高等課程被服科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表四十五専修学校インターナショナルデザインアカデミー文化教養高等課程グラフィックデザイン科の項の次に次のように加える。

専修学校インターナショナルデザインアカデミー文化教養高等課程コンピュータシステム科	平成二十五年三月一日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百六十号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号の規定に基づき、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年十一月二十九日　　文部科学大臣　髙木　義明

学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

表一北海道情報専門学校工業専門課程情報システム研究科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

北海道情報専門学校工業専門課程情報大学併学科	平成二十二年四月一日

表三盛岡情報ビジネス専門学校工業専門課程ＩＴエキスパート科の項の前に次のように加える。

盛岡医療福祉専門学校教育・社会福祉専門課程心理福祉学科	平成二十三年三月一日